

令和4年11月17日

東京都知事
小池百合子様

要 望 書

一般社団法人日本テレワーク協会
会長 栗原 博

1. はじめに

東京都さまにおかれましては、テレワーク・ワーケーションの普及促進に対する様々な施策を継続的に展開していただき、深く御礼申し上げます。

コロナ禍によるテレワークの緊急導入が進められから2年半、全国平均でのテレワーク実施率は25.6%^(※1)、東京都では51.9%^(※2)となっています。一方、東京都における従業員300人以上の企業では85.1%ですが、30人から99人の企業では40.1%と、依然、企業規模による格差が大きく、「未来の東京」戦略における2030年度のテレワーク導入率80%の実現に向けても、中小企業に対するテレワーク・ワーケーションの普及・促進が継続して必要であるといえます。

弊協会では、ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークを、広く社会に普及・啓発することに努めて参りました。特に、2021年度からは、中小企業におけるテレワークの普及促進と地方創生テレワークの2点を重点的に取り組み、下記の通り活動を進めているところです。

業務のデジタル化を通じてテレワークが出来る事業者が増え、社会に定着することで、生産性の向上にとどまらず、誰もが自由に好きな時間と好きな場所で仕事し、イキイキと輝ける社会の実現が可能となります。また、デジタル化を通じて業務を効率よく進めたり、ペーパーレス化が浸透することは、脱炭素の取組に直結し、GXにも大きな影響をもたらすと考えます。

テレワークを実現することは、DX、GX、人材のリスキリング、人材の成長産業への流動化や事業再構築など、従来の日本の雇用慣行や商慣習を大きく見直し、日本の成長を促進する起爆剤になり得ます。

ぜひとも、日本の明るい未来を舵取りする東京都の皆さまに、テレワークの普及啓発について、なお一層のお力添えをいただきたく存じます。

(1) 中小企業におけるテレワークの普及促進について

東京都内企業数の99%、就業者数でも7割を占める従業員100人未満の中小企業におけるテレワークの実施率は、100人未満の全国平均では15%に満たない^(※1)結果となっており、まだまだ施策の必要性が求められています。

弊協会では、東京都をはじめとする自治体と連携したセミナーの開催はもとより、「中小企業テレワーク部会」という会員企業と連携した活動の中で、中小企業向け Q&A 集の作成や、電子書籍(全6巻)を発行する等、中小企業に特化した活動を行っております。

そのような中、テレワークに積極的に取り組み、地域に拘らない採用を実施していたり、手当を支給してワーケーションを促進する等して優秀な人材を確保し、業績を伸ばしている中小企業も増えてきました。その一方、コロナ禍による緊急事態は収まったという理解のもと、テレワークを廃止し、人材流出がおきている企業の例もみられます。

今後は、これまでの支援活動や情報発信をさらに進化させることに加え、経営者への訴求ポイントをデジタル化による業務効率化や ICT・WEB 活用とし、引続きテレワークの実施を強力に後押しして参ります。そして結果的に事業成長や売上のアップに好影響を与えるよう、継続的にアプローチしていく所存です。

(2) 地方創生テレワーク(ワーケーション)への取り組みについて

労働人口減少や過疎化は全国的な課題であり、ワーケーションをトリガーとした関係人口構築から二拠点居住や移住に繋げる取り組みが各地で進められています。弊協会では、2021 年度より「地方創生テレワーク部会」という、会員である自治体や企業と連携し、デジタル田園都市の実現に向けたディスカッションやセミナーの実施、各種情報発信を進めて参りました。今年度は、11 月 4 日に「デジタル田園都市 supported by テレワーク」と銘打ったイベントを新設し、各省庁や自治体、会員企業と連携したイベントをリアル開催致します。東京都さまとは、島しょでのワーケーションの取り組みを支援すべく、東京テレワーク推進センターから式根島のワーケーション情報を発信する等、転職無き移住に向けた取り組みを開始したところです。

弊協会調査結果^(※3)によると、ワーケーションへの関心を持つ企業は70%を超え、特に企業においてのワーケーションの方針を決める立場にある方々からの関心が高くなっています。また、実施する際に重視する環境は、ネットワークの速さ、WEB 会議などのできるスペース、セキュリティとなっており、東京都内においてはこれらを満たす施設が充実してきているといえます。

ハード面のさらなる充実はもちろんですが、地方創生の成功モデルは、自治体のみでなく地元の企業や学校等と連携し、地域一体となって進めることが鍵になります。今後に向けては、関係者の意識の醸成が必要であり、推進する人材にも限りがある島しょ部で進められているワーケーション施策の支援を強化したいと考えております。

2. 日本テレワーク協会からの要望

上記、現状及び弊協会の取り組みを踏まえ、下記の政策実現を要望させていただきます。

(1) 中小企業におけるテレワークの普及促進について

コロナ禍への緊急的な対応策としてテレワークに取り組み、既存の業務の進め方を変えていない等の理由で成果があがっていない企業、未だにテレワークに取り組みしていない企業については、「テレワークに取り組みましょう」という従来の訴求ポイントでは意欲の醸成が難しいと考えます。そこで、結果としてテレワークの普及・促進につながることを目的とした、

- ① テレワークによる人材確保・離職防止効果のとりまとめと情報発信
- ② テレワークを業務効率化の手段としてとらえた具体的手法と成功事例の発信や、AI、メタバース、XR、RPA などを活用した最新のテレワーク関連製品の展示や体験
- ③ WEB マーケティング等を用いた売上拡大施策の具体的手法と成功事例のとりまとめと情報発信等の取り組み
- ④ 定着を促進させるコンサルティングや改善に関わる費用の支援等のフォローアップ
- ⑤ テレワークを自走させるため、各企業のテレワーク推進リーダーがレベルアップできる取り組み等

をお願いします。また各活動をサポートするため、今年度から開始した、働く人が仕事へのやりがい・働きがいを感じることを目的とした「魅力ある職場づくり推進奨励金」をはじめとした各種助成や補助の継続及び新規設置も併せてご検討願います。東京都さまとして具体的なツールやサービスを明示することが困難な場合は、弊協会のツール集などと連携し、コンサルタントや中小企業が取り組みやすい環境が整う様、ご支援申し上げます。

(2) 地方創生テレワーク(ワーケーション)への取り組みについて

式根島からのワーケーションセミナーの実施や八丈島でのワーケーション体験・ヒアリング等を踏まえて、島しょ部では、居住できる住居・生活に必要な飲食店や日用品を販売する店舗の減少、ワーケーションに適応する施設の不足、地元企業・宿泊施設・住民に取組みの必要性が浸透していないこと等がワーケーションや移住・定住の促進を妨げています。新規で住居や店舗を作る、既存の老朽化したものをリノベーションして活用することも考えられますが、輸送コストが高額であることや、島内道路が狭いため大型トラックの走行ができないなど、独自の課題があります。これらを踏まえ、

- ① 島しょ部でのテレワーク・ワーケーション参加企業や個人に対する独自の体験補助を行う
- ② 特定の移住希望者への一時金の支給や居住施設の(一定期間の)無償提供を行う
- ③ 必要とされる飲食店等の誘致に関する助成や補助を行う
- ④ ワーケーションに適応する環境整備(施設設置およびリノベーション)に関する支援を行う
- ⑤ テレワーク・ワーケーションへの取り組みの必要性に関する島しょ地域の企業・住民の意識改革のために東京都主体の情報発信を行う
- ⑥ 島しょ部で住宅をつくるなど投資を行う際に共同出資者として支援を行い、島しょ部から退去若しくは死亡した際に権利を留保する

などの新たな取り組みの実現をお願いします。東京都で成功事例を創出し、全国の山間地域・過疎地域への展開を図る所存です。

以上

小池都知事にも是非式根島の充実したワーケーション施設とそこを取り巻く環境をご視察いただき、既に利用しているアンテナの高いアーリーアダプターの話をお聞きいただくとともに、都の職員のみなさまにも是非ワーケーションを体験していただき、今後の施策検討に活かしていただきたく、お願い申し上げます。

2022年11月17日

東京都知事
小池 百合子 殿

一般社団法人 東京経営者協会
会長 富田 哲郎

2023年度 都政への提案

ロシアのウクライナ侵攻に伴う原材料・燃料価格高騰や急速に進む円安など、企業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況が続いています。ポストコロナ時代の新しい社会づくりと都内経済の回復・発展に向け、会員からの意見を下記のとおり集約しましたので、ここに提案をいたします。今後の都政の運営に活かしていただきますようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症への取組み強化

(1) 企業に対する事業継続の支援

従業員の安全確保のため、入館者用体温測定器や3密回避に向けたレイアウト整備など、平時では行う必要の無い設備投資が発生しています。事業継続並びに企業の負担軽減の一助とすべく、設備投資にかかる費用について一部補助を検討いただきますようお願いいたします。

(2) 企業や家庭における感染者対応および感染防止対策に対する補助

陽性者の増加に伴い、企業内でも濃厚接触者が増えており、厚生労働省認可のキットで検査をしたくても、入手が難しい状況にあります。職域での認可検査キットの活用推進および支援をお願いします。

また、簡易的にPCR検査などが行えるよう、各家庭への抗原検査キット等の一律配布もお願いします。

(3) 新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備えた医療体制の確保

新型コロナウイルス感染症の第6波、第7波のいずれにおいても、医療へのアクセスが厳しくなり、有症状でも受診が難しくなっています。今後、インフルエンザと同時流行が起こった場合、さらに厳しい状況となることが懸念されるため、適切な医療体制の確

保・構築をお願いします。

(4) 新型コロナウイルスおよびインフルエンザワクチンの接種促進

東京都におけるワクチン接種率は国内平均と比較して低い傾向にあります(2022年8月4日現在、1回目接種率は国内82.1%、東京都77.4%)。「国による接種体制を都が支援し進捗管理を行う」との役割分担は承知していますが、国に頼らない東京都独自の接種体制についても検討をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザのワクチン接種は有効とされていますので、職域だけでなく、地域や学童への早期接種も促進していただきますようお願いいたします。

2. 電子化、デジタル化への取組み強化

(1) DXによる構造改革事例の幅広い展開

東京都のコンプライアンスや法的書類のDX対応事例は、DX化を検討している中小企業にとり大変参考となる事例で、「未来の東京」戦略10(スマート東京・TOKYO Data Highway 戦略)にもつながるものです。これら東京都の取組みの民間への積極的な展開と中小企業が「これなら導入できる」と思えるような助成金の創設や費用面への支援をお願いします。

(2) DX推進体制強化に向けたDX人材の育成支援

DX推進は「未来の東京戦略」の4つの基本戦略に掲げられている重要課題の1つです。東京都は2022年5月に市町村職員向けに「東京デジタルアカデミー」を開講し、人材育成に取り組まれています。民間企業のデジタル人材の育成・確保は事業の持続性確保や生産性向上を図る上で喫緊の課題となっています。

ITリテラシーを有する人材の不足感は高く、専門人材の採用が困難です。新たにDX関連人材を育てるには相当の学習を要し、実務運用に至るには相応の時間が必要です。

また、生産性を向上させ、事業全体のDX化を図るためには、少数の専門職員だけでなく、企業全体のITリテラシーの向上が不可欠です。

そこで、現行の「東京都デジタル人材育成事業」の拡充と以下のような情報技術者レベルの専門的な技能獲得を可能にする東京都独自の支援を希望します。

- ・民間企業用教育プログラムの提供
(例：都立大、都立産業技術高専等による教育プログラムの提供や講師派遣等)
- ・事業主向け助成金の新設
(例：厚生労働省による「人材開発支援助成金」類似の制度)

- ・従業員向け助成金の新設

(例：厚生労働省による「教育訓練給付金」類似の制度)

(3) 情報化基盤施設の整備に関する補助事業制度の創設

2021年4月の都市再生推進事業制度要綱の一部改正で、人流分析や位置情報などデータを利活用したまちづくりに資する設備等(情報化基盤施設)の整備が補助対象となりました(第20条)が、国土交通省と東京都の見解が一致していないため、当該制度をすぐに活用できない状況にあります。

具体的には、補助金の交付など予算面や制度・事業そのものの必要性について、東京都で未検討であることなどです。

データを利活用したまちづくりという潮流を一層大きなものにするために、情報化基盤施設の整備支援、国との認識合わせとともに、早急に制度・事業創設についても検討いただきますようお願いします。

(4) キャッシュレス決済環境の整備および補助金の充実

日本国内では、キャッシュレス決済が約3割、現金決済が約7割という状況下、政府は、2025年までに、キャッシュレス決済4割を目標としています。また、新型コロナウイルス感染防止の観点から、「誰もが触る現金を扱いたくない」、「安全・安心に買い物をしたい」、「従業員を危険にさらしたくない」と環境整備への動きも高まりつつあります。

現在、大型商業施設や大・中規模チェーン店では、クレジットカードや各種電子マネー、スマホ決済(QRコード決済)などのキャッシュレス決済対応機器等が整備される一方、商店街など組織的に取り組むものの、端末代金や手数料等の諸費用の負担感や資金繰りの都合などから導入に踏み切れない個店も多く存在しています。

例えば新潟県では、県民サービスの向上と業務の効率化を図るため、「デジタル改革の実行方針」を定め、県施設の窓口で段階的にキャッシュレス決済による支払いを可能にし、官公庁の窓口や関係施設のキャッシュレス環境を整備しました。

東京都でも、キャッシュレス化に真剣に取り組む姿勢を明確にし、第一人者として日本をリードしていただきたいと思います。

あわせて、「商店街キャッシュレス導入モデル事業補助金」の増額と通年化、小規模店舗への対象拡大をお願いします。

また、島しょ部においてもキャッシュレス化を求める声が高まっているものの、各市町村の財政状況が厳しいことから、キャッシュレス化を進めることへの支援につき特段の配慮をお願いします。

(5) 「はんこレス」の推進

東京都では2021年度より「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」が開始され、構造改革の一環として5つのレスの取組みを進めておられますが、その内「はんこレス」のみ目標未達です。依然として押印のための出社、届出・申請のための役所への訪問が発生しているため、早急な電子署名・申請・決済の導入を進めていただきますようお願いいたします。

(6) ブロードバンド投資工事費用の補助

在宅勤務者の増加により昼間時間帯のインターネット利用人口が増え、通信量も増大しています。すでに、東京都の所有地をアンテナ基地局の設置候補地として開放するなど通信事業者向けの施策を講じていただいておりますが、利用者側は、ブロードバンド投資工事費の負担感などから投資に至らず、官民の思惑のずれが散見されます。

リモートワーク下での通信障害減少のため、事業者並びに都民のブロードバンド投資工事費用の一部補助を検討いただきたいと思います。

3. 雇用・労働問題

(1) テレワークブース等設備の都内への設置促進

新型コロナウイルスの感染拡大により、テレワークおよびWEB会議が一般的になり、駅構内等でもテレワークブースを展開し、都民に多様な働き方の選択肢の一つとして提供することが可能となりました。

テレワークブースは任意に移動させることができ、建築基準法において「建築物」ではなく「什器」として扱うことが相当と考えられていますが、実務上の解釈は自治体の判断に委ねられています。東京都が管轄する床面積10,000㎡以上の大きな駅では「什器」として扱うことが可能ですが、該当駅は全体の中では少数です。

そこで、大規模駅だけでなく、区などが管轄する中・小規模駅でも、都の認定に準じてテレワークブースを「什器」とし容易に設置し、多様な働き方を支援できるよう、東京都から各自治体に指導ないしは働きかけをお願いします。

(2) 高齢者雇用の促進

2021年度施行の改正高年齢者雇用安定法により、事業主に対して65歳から70歳までの就業機会の確保が努力義務として課されていますが、雇用にかかる費用対効果を見極めざるを得ず、積極的な雇用は進んでいない傾向にあります。

雇用助成金の拡充もさることながら、在職高齢者も対象にした教育、IT技術取得等即戦力として使える就業支援の更なる充実をお願いします。

(3) 育児休業者、介護休業者への支援拡充

2022年度の育児・介護休業法の改正に伴い、企業では、従業員に対する仕事と育児・介護との両立支援に前向きに取り組んでいます。託児所や介護施設などの整備が進んでいないため、早期職場復帰のままならない状態が顕在化しています。

公的託児所・介護施設など設備の拡充を進め、仕事と育児・介護の両立が可能となりますようお願いします。

(4) 障害者の就労支援および採用支援

「未来の東京戦略」バージョンアップの切り口の1つでもある「共生社会の実現」は、SDGsの観点からも非常に重要な社会課題であると認識しています。民間企業でも、障害者法定雇用率2.3%の達成に向けて努力していますが、採用および定着の段階で多くの課題を有している現状です。

採用や定着不振の要因として、採用時の公的接点はハローワークに限定されていること、障害の内容が多様であること、企業側の受入れ体制（ハード・ソフト両面）が脆弱であることなどが考えられます。「インクルーシブシティ（共生社会）」実現のためにも、特に以下のような支援拡充を希望します。

- ・ 障害者採用の仕組み強化

- （例：「東京しごと財団」の障害者用プログラムの拡充、企業への紹介促進、関係機関の連携強化等）

- ・ 企業側の受入れ体制の強化支援

- （例：「受入プログラム」、「雇用安定・継続に資する助成金」の拡充等）

4. 交通事情の改善

(1) 地域公共交通の充実・強化に向けた既存交通事業者との連携

2022年3月策定の「東京における地域公共交通の基本方針」の中で、長期的な利用者減とそれによる事業者の経営悪化等により維持困難な既存路線については、需要集約や地域構造の再編などによる利用者確保に向けて努力したうえで、それでも維持困難な路線は、時代や地域に適した移動サービスとなるよう見直すとの記載があります。

基本方針にある仕組みづくりや実証実験の中長期的な検討と並行し、既存の交通不便地域への公的支援の投入や事業者以外の民間企業に対して（利用者確保や新たな移動サービスのあり方に）東京都から積極的な参画を働きかけていただきますようお願いします。

(2) 自動運転技術を用いた自動配送等ロボットの公道走行

昨今のコロナ禍による宅配の需要急増やドライバー不足による遅配を含め供給が追いつかない状況の解消のため、自動配送ロボットを活用した新たな配送サービスの確立が求められています。

「遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領」第7条の別表第1に定められた自動配送ロボットをはじめとする自動運転技術ロボットの公道走行の制限を緩和することで、物流関連や地域の課題が解決し、自動運転技術ロボットと人が寄り添い共生する社会の実現に寄与できます。

東京都では、既にサービス実証ロボットの公募など、DXやロボットとの共存を念頭にしたまちづくりが進められています。例えば、国家戦略特区制度を活用し、配送ニーズ並びに物流課題が多い首都東京において、自動運転技術を用いるロボットの公道走行にかかる制約を先行的に緩和し、実証実験を促進することを要望します。

(3) ドローン実装に向けた実証支援の拡大

航空法第132条の2第1項第7号では、「無人航空機(以下、「ドローン」)の離着陸地点では第三者の30メートル以内の立ち入り制限」が定められているため、遊休エリアでもドローン配達を体感できるイベント開催ができません。ドローン配送をアクティビティとして楽しむことは、東京都が推進している新たなドローン物流サービス社会の実装のための有力なコンテンツとなり得ます。コンテンツ化のためには、現状の立ち入り制限について新しく提言するための具体的な安全策の実証が不可欠です。

2022年7月に東京都で選定された社会実装を目指すプロジェクトには、一定のニーズや実現可能性があるにもかかわらず上記プロジェクトは含まれていません。現行の法規制の課題・問題点を洗い出し、新たな可能性を見出すべく、社会実装プロジェクトの範囲・件数を拡大し、東京の魅力向上に資するプロジェクトの実証事業に対する支援の検討をお願いします。

(4) オフピーク（時差）通勤の積極的な推進

デジタル技術の急速な進歩やコロナ禍の影響に伴い、世の中の働き方、ライフスタイルとともに鉄道利用者の乗車スタイルも変わっています。

利用者は混雑を避けて安心して快適な車内空間での移動を望み、企業側もESG経営の観点から従業員の通勤負担の軽減を含めた就労環境の改善、柔軟な働き方の実現を今まで以上に重視しています。

これまででも時差Bizやスムーズビズ等により、オフピーク通勤を推進していただきましたが、さらにオフピーク通勤を進めることで、住んでいる人はもとより、訪れる人にも東京が快適な街（都市）として認識され、魅力が高まると考えます。東京都には、今後も積極的なオフピーク通勤の推進や都内各企業への更なる積極的なPRをお願いします。

5. 環境・エネルギー問題

(1) 「2030年カーボンハーフ」実現に向けた公的補助の拡大と継続

自動車産業は、生産から廃棄に至るまで、サプライチェーンも含めカーボンニュートラル推進に取り組んでいます。CO₂排出は「使用過程」が最も多く、約6～7割を占めています。都内の車両台数と平均車齢から、使用過程車のZEVへの早期代替が、2030年カーボンハーフおよび2050年の全車ZEV化に不可欠です。

各メーカーともZEVの車種拡大を今後も続けますが、従来の安全装置に加え、きめ細かいEV制御の必要性により車両価格は上昇傾向にあり、現役引退後のシニア世代の購入のハードルとなることが懸念されます。現行の「ZEV普及プログラム」の補助・支援に加え、「未来の東京戦略」の戦略4、6、9との連動、戦略14の早期実現のためにも、高齢者・シニア層を対象とする最新の安心・安全装置装着のゼロエミッション車への代替補助・支援策を検討いただきますようお願いいたします。

また、ZEVの普及には水素およびEVステーションの拡大も不可欠であるため、これまで以上の補助・支援策についても引き続き検討をお願いいたします。

(2) カーボンニュートラル実現のための積極的な情報発信

現在、全世界でカーボンニュートラルの実現に向けて様々な取り組みが行われています。東京都もカーボンハーフを掲げ、積極的に様々な施策検討を行い、国内で先頭を走っていますが、全自治体が同じような状況にありません。例えば、いかに優れた省エネ機器であっても1社のみ技術の場合は採用が見送られる等の入札・契約制度の壁が存在します。

様々な事情があることは理解できますが、首都東京都の積極的な情報発信により、既存制度の壁を乗り越え、全国の自治体が良い省エネ機器を積極的に採用し、カーボンニュートラルを実現できる環境を構築していただくことを希望します。

(3) 自立・分散型エネルギーリソースの拡大に向けたCGSの導入支援

東京都環境審議会の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について（答申（案）」では、「第4章 1 新築建物に関する制度の強化・拡充」において、再エネ促進策として太陽光発電設備と蓄電池の設置促進があげられています。

これらが設置可能な住宅や小規模ビルでは、太陽光で発電し、蓄電・消費をすることでゼロエミッション化とレジリエンス確保を実現できます。一方、都心部の大規模ビル・商業施設等においては、太陽光発電設備と蓄電池だけでは十分なエネルギー確保は困難です。今後、不足分を賄うため、都外に太陽光発電設備等の変動再エネを新設し、システムを介して調達した場合、システム安定を脅かす恐れがあります。

この課題の解決に向けて、需要サイドのスマートグリッドを構築するためには、CGS

(ガスコージェネレーションシステム)をはじめとした自立・分散型エネルギーリソースの活用が系統負荷変動の吸収に有効であると考えられます。CGSは、災害時に長時間にわたる安定的な電力・熱供給も可能です。

今後も自立・分散型エネルギーリソースの導入拡大が進むよう、太陽光発電設備と蓄電池に加え、CGS導入の更なる支援(補助金、規制緩和等)をお願いします。

(4) ガス空調やCGSの活用事例の掲載

エネルギー需給ひっ迫が社会的な課題となる中、ガス空調やCGSは即効性のある節電対策であり、エネルギーの安定確保にも貢献します。従って、「HTT〜<電力をH減らす・T創る・T蓄める>〜Tokyo Cool Home & Biz」の事業者向けPRツールにおいて、電力使用を減らし、電力需要平準化や安定確保に貢献するガス空調やCGSを活用した事例の掲載をお願いします。

(5) 熱供給効率に関する適切な評価制度の設計

地域冷暖房区域における熱供給効率の評価方法としてエネルギー消費効率(COP)を基準として用いることがあります。CGSの供給する電気と熱(排熱)の一次エネルギー消費量の按分方法が適切でないケースがみられます。

地域エネルギー供給事業者は、区域や建物の特性を踏まえ、区域内の低・脱炭素化とエネルギーの安定供給に寄与しています。

CGSは電気と熱を供給するため、消費エネルギー量を電気と熱にどのように按分するかでCOPの評価が大きく変わります。制度設計の第4回検討会の事業者ヒアリングでもこの課題が顕在化されました。制度改定のこの機に、CGSの電気と熱に関する評価や按分、取扱い等を見直し、事業者の創意工夫が適切に評価される制度設計をお願いします。

(6) 地球規模で脱炭素化に資する事業に取り組むための支援の充実

「ゼロエミッション東京戦略」では、大都市の責務として、東京都だけでなく国内外も含めたCO₂削減に貢献することとしています。

都内企業がCO₂削減に資するイノベーションや取組みを発信し、世界を牽引できる仕組みや評価制度の設計を期待します。環境が整備されれば、先進的な企業が東京都に集結、連携等し、脱炭素化への取組みを加速させることで、都市としての魅力も増すと考えます。

そのためにも、東京湾岸ゼロエミッションイノベーション協議会で検討されているイノベーション技術、都内外で行われている森林吸収等による削減効果を都内で活用するスキームの整備、地球規模での脱炭素化に資する事業等への支援の充実を要望します。

(7) 多様な CO₂ 削減の取組みを企業が推進できる施策の展開

2050年ゼロエミッション達成のためには、需要側も供給側も足元でできる対策を徹底し、2030年「カーボンハーフ」を新たな脱炭素技術の実用化に向けた準備期間と捉えるべきです。脱炭素社会に向けた確実な解が存在しない現状、2050年を見据え都民や都内事業者があらゆる CO₂ 削減に取り組める施策が必要であると考えます。

再エネ拡大の推進やH T Tの取組みを主軸としつつも、既存のエネルギーシステムやインフラの最大限活用と社会コストの最小化という視点で、水素を活用したカーボンニュートラルメタンやCCUS（分離・貯留したCO₂の利用）、クレジットによるCO₂オフセット策などのあらゆるCO₂削減の手段や再エネ拡大、省エネの深化等、多様なCO₂削減の取組みを事業者がコスト等含めて合理的に選択できる施策・環境整備を要望します。

(8) 燃料電池車両の拡大および水素供給を促進する優遇制度の導入

東京都は、2020年に「水素は脱炭素社会実現の柱であり、早期の社会実装化が必要」とする「東京水素ビジョン」を策定し、2030年に向け大型商用燃料電池車両の普及拡大や、水素ステーションの整備拡大を掲げています。

現在、水素ステーションの設備費や運営費の補助制度はありますが、水素ステーションの稼働率向上および一層の整備拡大に向け、以下2点を検討いただきますようお願いいたします。

- ・燃料電池バス等の更なる導入促進および燃料電池塵芥車等の新たな車両の導入検討
- ・水素供給インフラ事業の健全な収益性の確保等に向けた、カーボンニュートラルな水素の供給を行っている水素ステーションに対する優遇制度の更なる拡充

(9) 電動車両（EV、PHV）の普及促進につながる施策の導入

脱炭素社会の実現には、エネルギー供給側と使用側双方の脱炭素化が必要です。電動車両は「動く蓄電池」として、災害時には電力供給手段としても活用することが出来るため、都市のレジリエンス向上への貢献も期待できます。

2022年度、EV・PHV・FCV、電動バイクの購入補助の拡大や増額、超急速充電設備や戸建て住宅の普通充電器購入補助等電動車両の普及拡大を図っていただいておりますが、この流れを加速すべく「ZEV導入促進事業」、「充電設備等導入促進事業」、「カーシェア等ZEV化促進事業」等の継続実施、拡充を要望します。

また、公共交通（路線バス・タクシー）、公用車、公共事業における車両（ごみ収集車両）等の電動化を推進し、先行導入することで電動車両の車種の多様化や都民の電動車両の利用機会が拡大するため、充電設備等導入事業等の施策を期待します。

【ZEV普及拡大支援策の具体例】

- ・公開空地、公道、駐車場内緑地帯（緑化計画対象箇所）への充電ステーションの設置

実現（規制緩和）

- ・新築マンション、商業施設の駐車場への一定比率での充電設備設置の義務化（容積率緩和、駐車場の附置義務緩和等）
- ・既設建物の充電器設置に関するインセンティブ付与（東京都環境確保条例での具体的な評価等）
- ・充電設備を設置した事業者へのインセンティブ制度（CO₂排出量取引、土地利用費相当の補助等）
- ・再開発ビルに設置された充電器を地域開放（駐車料金がかからない基礎充電、経路充電としての設置）した場合のインセンティブ付与
- ・充電器設置用に東京都が都心部に所有する土地等の提供

（10）都内を走行する電動車両（EV、PHV）への優遇措置

気候変動や近年増発する自然災害に加え、高齢者ドライバーの増加、慢性的な渋滞発生、一時駐車場の不足等のモビリティを巡る地域課題は深刻さを増しています。

例えば、踏み間違い防止装置付き電動車両を地域シェアすることで、事故防止と蓄電機能を防災対策として利用することも社会課題の解決策の有効な手段のひとつであると考えます。

局所的荒天候や大規模災害時におけるBCPが各所で検討されてはいるものの、「電動化が進めば」との条件付きや実証実験段階にとどまり、実装・展開に至っていません。

今後もZEVの普及拡大に向けて導入促進への支援を含め、利用者の利便性を考慮した発想でインフラの整備を進めていただきたいと思います。

【インフラ整備の具体例】

- ・遊休公有地や空き家スペースを電動車両の優先駐車場とする
- ・渋滞時間帯に電動車両優遇レーンを設ける
- ・進入禁止エリアや駐車禁止エリアを期間や条件を絞って電動車両へ開放する
- ・公道への充電器設置を進める

（11）再生可能エネルギー電源の発電施設整備を促進するための行政支援の拡充

電力自由化の進展による電気供給事業の採算問題、既存発電設備の停止などもあり、電力供給が逼迫しています。加えて急激な円安、物価高の影響で大規模な設備投資、維持管理が経営上大きな負担となっています。このような状況の下、必要な設備投資ができず、カーボンニュートラル目標が達成できない事業者が出現する懸念があります。

「地産地消再エネ増強プロジェクト」など、一定の補助金制度は整備されていますが、より活用しやすく、かつ継続して事業者インセンティブが働く制度の拡充をお願いします。

2050年カーボンニュートラルを実現するためにも、電気の大消費地東京において、地

産地消につながる再生エネルギー電源の開発促進は、広く日本の各都市にもポジティブな影響を及ぼし、東京都が国全体のGX（グリーントランスフォーメーション）けん引役を担う者としての役割にもなると考えます。

【再生エネルギー開発促進策の具体的提案】

- ・既に契約・着手している工事への補助制度の適用拡大など、大規模工事ゆえの工程の長さや早期契約の必要性を踏まえた制度整備
- ・設備導入だけでなく、現状自己負担が基本となっている設備導入後の維持管理、更新などのコスト負担への支援制度
- ・補助額上積みなど補助制度の拡充
- ・カーボンニュートラル目標を達成した事業者に対する税制優遇
- ・対象設備を容積不算入とするなど、設備投資・開発上のメリットに関する制度創設

(12) 再生可能エネルギー設備等の支援策の拡充

カーボンニュートラルを達成するには、再生可能エネルギーを増やすことと供給インフラの整備が必要です。モビリティサービス事業で例えると、CO₂排出ゼロの電気自動車（BEV）や燃料電池車（FCEV）を完成させるだけでなく、生産過程、輸送、廃車・リサイクル時全てのライフサイクルでCO₂排出を減らす視点が必要です。

日本のCO₂排出はエネルギー使用時が最も多く、電気は70%が火力発電で再生可能エネルギーは20%にも届きません。都内でも2020年度の再生可能エネルギー発電は、約148億kWhと推計され、総電力消費量約767億kWhの約19.2%と2割にも届いていません。

資源エネルギー庁は、「今後の再生可能エネルギー政策について」で、最大限の導入を促すことを基本方針としつつ、投資の後押しや、産業構造の転換の観点からの議論も必要としています。

投資を後押しするためのビジネス環境整備（規制改革、早期の市場創出、産業力強化対策等）や化石から非化石への転換というGX時代に必要となる社会システム、インフラ導入への対応、設備等の支援拡充を検討いただきますようお願いいたします。

(13) 都が運営する再生可能エネルギーの積極活用

2022年も夏季および冬季の電力が不足しており、企業および都民へ節電の呼びかけがされています。

電力会社への依存を軽減させるため、都で運営している水力発電所の強化や風力、地熱等の自然由来のエネルギーを利用した発電設備の積極導入を行っていただきますようお願いいたします。

(14) プラスチックのリサイクル事業に関する補助金制度

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック製造・販売事業者等が「自主回収・再資源化事業計画」を作成し、国の認定を受けることで、廃棄物処理法に基づく業の許可がなくても、使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業を行うことができるようになっていきます。

回収業務や再資源化への開発を加速させるために、助成制度を設けていただくようお願いいたします。

(15) キャップ&トレード制度の第4計画期間の早期の制度設計

昨年度もキャップ&トレード制度の第4計画期間の早期の制度設計をお願いしたところ、「具体的な削減義務率等は、第4計画期間開始前に改めて専門家に意見を聴くとともに、対象事業所の皆様からの御意見も伺いながら、丁寧に検討を進めてまいります。また、事業所の動向や調達手法の多様化等を踏まえた再エネ利用をさらに進める方策も検討してまいります。」という回答をいただきました。未だ、具体的制度設計が詳らかになっていないため、引き続きお願いいたします。

規制を厳格化することで都内の経済の根幹を支えている企業が流出し、東京都の経済の縮小や雇用の喪失などを招きかねないと懸念しております。そのためにも、第3計画期間までの事業所の努力が適切に評価される制度設計、第4計画期間の削減義務率の緩和や削減方法の多様化を希望します。

また、地球温暖化対策の推進が特に優れた事業所を認定する「トップレベル事業所」制度では、建物の使用形態の違いに応じて様々な取組みを講じています。あらゆる取組みが適正に評価される仕組みの検討をお願いします。より多くの事業者が積極的に取り組めるように、申請手続きの簡素化等の検討も併せてお願いします。

(16) キャップ&トレード制度の活用状況の把握

クレジットの活用状況把握および利用者掘り出し促進のため、キャップ&トレード制度において有効期限切れになるクレジットの公表をお願いします。

(17) 東京都環境確保条例に基づくクレジット（超過削減量）の適用範囲拡大

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）」の主旨に従い、設備投資、省エネ、低炭素電力の導入、環境に優しいまちづくりなど、企業において様々な取組みがされています。

削減しやすい箇所に優先的・重点的に取り組んだ上で、超過削減量を削減しがたい箇所に充当するという仕組みは効果的ではありますが、既に限界に達しており、超過削減量が余剰過多になることが見込まれます。超過削減量をさらに幅広く活用できる制度設計があれば、CO₂削減に向けた取組みが加速し、昨今高騰する電気料金の実質的な補填や、日々

の省エネへの取組みに対する意欲向上につながると考えます。

オフィスビル環境に関心のある海外企業や魅力的な企業を誘致する際のアピールポイントとし、東京という都市の環境意識の高さを広く発信するとともに、東京都の国際競争力向上・まちの魅力を向上させる観点からも、こうした取組みは極めて効果的であると考え、超過削減量を幅広く活用できる制度拡充を要望します。

【制度拡充の具体例】

- ・超過削減量の期限延長〔現行は5年経過（次期計画期間末）で失効〕
- ・超過削減量の充当先（現行の無効化制度）の拡大適用〔特に、温対法やRE100（Renewable Energy 100%=事業運営を100%再生可能エネルギーで調達すること）などの国内外の基準への適合〕
- ・超過削減量をJ-クレジット等と交換可能にする

6. 防災・減災対策

（1）地震による耐震化工事費用の一部補助

大地震発生時の建物倒壊を防ぐため、制振構造や免震構造への変更が推奨されます。

耐震構造と比較して費用がかさむため、より安全な制振構造や免震構造への変更工事、新築工事における助成金支給を検討いただきますようお願いいたします。

（2）非常用電源設備の機能維持およびメンテナンスコスト負担軽減

災害時だけでなく、電力ひっ迫への備えとしても、発電・蓄電等の非常用電源設備の重要性は増していますが、燃料価格の高騰により、メンテナンスの負担感が強まり、既存設備を使用可能な体制に維持することも困難な状況です。また、近年頻発している水害への備えとして、既存設備の移設を含めた防水機能の強化の必要性も増しています。

現在、非常用電源設備に対する助成については、設置（新設）に関するものが主ですが、燃料確保（備蓄や緊急時供給契約）に関連する費用や、設備のメンテナンス、移設を含めた防水機能強化にかかる費用についても対象とするなど、制度の拡充をお願いします。

（3）災害時の通信インフラ利便性向上への取組み

スマートフォンの普及により、災害時に個別に情報を共有する土壌が整いつつありますが、輻輳や通信障害が発生すると、かえって混乱を招く恐れがあります。災害時無料Wi-Fiにより対応する仕組みはありますが、認知度、習熟度が不十分です。

以下のような方法で、災害時無料Wi-Fiを広く周知し、習熟度を高める取組みを行っていただきますようお願いいたします。

- ・災害用伝言ダイヤルのような定期的に使用体験できる日の設置

- ・東京防災、東京暮らし防災への記載
- ・東京都防災アプリから Wi-Fi の設定画面へ誘導できる導線の実装 等

(4) 線状降水帯をはじめとした新たな風水害脅威に対するライフライン対策強化

線状降水帯という新たな水害脅威が発生する中で、東京都の海拔ゼロメートル地帯では河川の氾濫などによる甚大な被害発生が懸念されています。また、地球温暖化による海面上昇により、さらに海拔ゼロメートル地帯の増加も予測されます。

広域避難計画の策定を目的とした「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」(仮称) を設置し、首都圏における大規模水害時の広域避難等を円滑に実施していることは承知していますが、治水対策を含めた新たな脅威に対する早急な対応をお願いします。

(5) 豪雨災害対策に対する強靱化

激甚化する豪雨やこれに伴う河川の氾濫等により、都民の命、生活や社会経済活動を支えるインフラ設備が危機にさらされることが頻発化しています。

被害拡大の防止、早期復旧による生活の正常化や社会経済活動の再開のためにも、『『未来の東京』戦略 version up 2022』にも掲げられている、調節池等の河川施設の整備、下水道施設の整備、高潮・津波対策等の確実な推進をお願いします。

(6) 都市の強靱化に向けたレジリエンス性の高いガスシステムの活用

昨今の地震・風水害に伴う大規模停電の発生等を踏まえ、都市の強靱化を図るためには、エネルギー源を多重化していくことが重要です。「都市強靱化プロジェクト(仮称)」の策定にあたっては、レジリエンス性の高いガスシステム(CGSや燃料電池等)の活用を盛り込んでいただきますようお願いします。

(7) 地下区間の浸水対策に対する支援

現在、東京都では東京防災プラン 2021 などにより、国土強靱化・防災に向けた取組みを推進し、豪雨災害の激甚化を受け、地下施設の浸水対策はその中の重要な要素となっています。

災害による交通障害防止は非常に重要であり、地下空間を有する一部の鉄道事業者間で大規模浸水対策整備に関する検討会を開催しています。連携した取組みとして地下駅等の浸水対策の更なる検討や一部対策工事にも着手しています。

地下空間は、相互に接続している箇所も多く、1か所の浸水が他の鉄道事業者や近接ビル等へ拡散し、ひいては都内鉄道インフラの機能停止という東京都全体に非常に大きな影響を及ぼす懸念があります。

新型コロナウイルスの感染拡大による人流抑制に伴い、鉄道事業者は非常に厳しい経

営環境にあり、浸水対策を加速することが難しい状況です。また、既に東京都鉄道施設安全対策事業への補助金制度はあるものの、東日本旅客鉄道株式会社および地下高速鉄道事業は対象外となっております。

かかる状況を踏まえて、トンネル坑口や駅の出入口など鉄道施設への浸水対策実施に対する支援制度の検討をお願いします。

(8) 東京都帰宅困難者対策に関する備蓄品の支援

東京都の災害時における人命救助のデッドライン 72 時間に対する考え方には賛同し、帰宅困難者ステーション確保への尽力も感謝しております。

東京都帰宅困難者対策条例第 7 条で事業者への「従業員の一斉帰宅抑制」と「従業員の 3 日分の飲料水、食料、災害時に必要な物資の備蓄」の努力義務に従い、様々な物資を準備しています。しかし、食べ物や飲み物には賞味期限、ヘルメットなど災害時に必要な物資には使用期限があり、3 年から 5 年のサイクルで入れ替えをしなければなりません。フードバンクへの寄付等なるべく無駄にしないように努力はしておりますが、飲料水は寄付先もなく、その他物資も処分せざるを得ず、その費用も発生します。例えば、東京都でいくつかの業者を選定し、「3 日間備蓄パック」の格安な斡旋や購入への支援のほか、指定の業者による格安処分等の制度を検討いただきますようお願いいたします。

7. 高齢化対策

(1) 浴室等の暖房設備への補助制度の追加

2021 年 3 月に閣議決定された新たな住生活基本計画（全国計画）において、ヒートショック対策等の観点から踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進が目標に掲げられました。

2018 年の東京都 23 区の入浴中の死亡例 1402 件の 5 割が 12 月から 2 月に発生し、冬場の浴室は溺死を含む死亡事故のリスクが高いことが推定されます。

地域特性を踏まえた省エネルギー性能の高い住宅を普及させるため、東京都は「東京ゼロエミ住宅」基準を定め、エアコンや断熱について新築住宅への補助を実施しています。ヒートショック対策を必要としている高齢者の多くが住んでいると思われる既存住宅および事故の多い脱衣室や浴室の暖房設備については対象外です。既存住宅で水回りにおける暖房設備を設置している例は少なく、ヒートショック対策として暖房設備設置による良好な温熱環境の積極的な確保が重要です。

「家庭における熱の有効利用促進事業」の現在の補助対象に加えて、水回りの暖房設備設置に係る費用も助成対象に加えていただくことを要望します。この制度により、高齢者が健康で安心して暮らせる住まいの確保並びに冬季における医療の負荷低減に寄与できると考えています。

8. 教育問題

(1) ヤングケアラーに対する取組み

東京都では、ヤングケアラーの支援を行う団体への補助金支給や教職員向けデジタルリーフレットの作成、ヤングケアラー相談専用ダイヤルの設置など様々な支援を行っています。

今後は、ヤングケアラーの早期発見につながる施策の実施や、ヤングケアラーと直接かわりを持つ教職員（生徒指導担当や養護担当、児童支援担当、スクールカウンセラー等）を対象とした定期的な勉強会や研修の導入など、更なる取組みをお願いします。

(2) 学童保育の待機児童の解消および預かり時間の統一的な延長

現行の育児・介護休業法では子が3歳に達するまで（努力義務として小学校就学の始期に達するまで）、短時間勤務が可能となっています。終了延長料金が発生するものの保育園には19時過ぎても預けることができますが、学童保育は行政区毎に終了時刻が異なる上、延長しても19時までがほとんどであると認識しています。企業側も柔軟な働き方（働く時間を個々に設定する等）の整備に取り組んでいますが、業種（職種）や家庭の事情により勤務時間の前倒しや短時間勤務が難しく、学童の終了時刻に間に合わない場合が多々生じております。子が小学生になり、キャリアを積んでいきたいと意欲を持って、学童保育に入れず、預かり時間の問題でキャリアを積むことができなくなるケースも発生します。

東京都としても児童館の開放など努力をしていますが、18時以降児童が1人で出入りでき、中高生も来館可能な場所に小学生の子を1人で過ごさせることは不安があります。また、延長時間帯の学童保育はどこかの学童へ集約する必要が生じ、児童が場所を移動することが必要となり、自分だけ預け先を転々とさせられることによる不安や負の気持ちを持ちやすくなります。

共働きやひとり親世帯の特に多い東京都の特性を踏まえ、自治体任せにせず、一定に統一された対応とし、働く親とその子どものケアに積極的に向き合っていただきますようお願いいたします。

(3) 脱炭素促進のための学校教育の実施

今般、国は新たな脱炭素目標として、2030年までに温室効果ガスを実質46%削減する方針を打ち出しました。

脱炭素社会実現に向けては、ハードによる対策のみではなく、家庭での新たな日常生活として省エネ行動を広く社会規範として定着させていくことも重要と考えており、学校での環境学習が重要であると考えます。

気候変動枠組み条約においても気候変動教育の重要性が示されているだけでなく、新学習指導要領においても、持続可能な社会の創り手の育成が明記されていますが、教科化されていないため環境教育の導入は学校の判断に委ねられているのが現状です。環境省の委託事業において、小中学校に対し省エネ教育を導入した結果、家庭において約5%のCO₂削減効果があったとの報告もあることから、即効性のある脱炭素施策として、早期に導入していただけるよう要望します。

なお、環境省は上記省エネ教育を含め、補助事業（ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業）を開始しています。

以上

東京都知事
小池 百合子 様

日本労働組合総連合会東京都連合会
会長 杉 浦 賢 次

要 望 書

現在、日本国内では、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図りながら、社会経済活動が正常化に向かっています。2022年8月の月例経済報告書（8月25日内閣府発表）では、日本経済の基調判断を「緩やかに持ち直している」とし、「先行きについては…景気が持ち直していくことが期待される」としています。一方で、原材料やエネルギーの価格上昇、急速な円安進行による物価上昇が企業活動と家計へ影響を及ぼしています。政府は同年10月28日、物価高・円安対応や成長産業へ労働移動を促す学び直し支援などの総合経済対策を閣議決定しました。

2022年4-6月期の実質GDP（9月8日内閣府発表、第2次速報値、季節調整値）は544.02兆円、成長率は、民間最終消費支出が前期比1.2%、設備投資も前期比2.0%のプラスとなり、前期比0.9%、年率3.5%のプラスとなりました。但し、コロナ禍前の2019年同期557.29兆円までには回復していません。

東京都の2022年4-6月期平均の完全失業率（総務省「労働力調査」）は2.8%で、前年同月比1.0ポイントの低下となりましたが、2019年同期の2.4%より高い状況です。また、東京都の2022年6月の有効求人倍率（厚生労働省）も1.44倍と回復傾向にはありますが、2019年水準の2.1倍までは回復していません。

経済の自律的回復と成長に向けた施策、誰もが安心して就労し生活するための支援策が重要です。

連合は、誰もが公正な労働条件のもと望む働き方を通じて社会に参加し、社会的・経済的に自立し、相互に支え合う「働くことを軸とする安心社会」「持続可能で包摂的な社会」の実現に取り組んでいます。連合東京は、働く者、生活者の立場から、東京都に対して下記のとおり要望します。都の施策に反映いただけますようお願い申し上げます。

記

1 雇用安定と生産性向上のための職業能力開発の強化

日本では長年にわたり「人への投資」が減り、企業の能力開発費の割合は、主要先進国に比べ突出して少ない状況です。1990年代の半ば以降、日本の労働生産性と国民1人当たりのGDPは、OECD加盟国のうち下から3分の1程度まで低下し続け、賃金も上昇せず、経済の低迷が続いています。経済の自律的回復と成長には、雇用の安定、生産性の向上、適正な労働分配率、労働者の所得向上、消費拡大が必要であり、職業能力開発は雇用の安定、生産性の向上に有効です。企業の能力開発費の割合が下がり続け、公共の職業能力開発施策・事業の重要性が増しています。以下のとおり、職業能力開発施策・事業の強化を求めます。

- (1) 第11次職業能力開発計画の重点施策である有期雇用労働者、中小企業労働者を対象とする施策・事業、業界と連携したDXやGXの人材育成、人手不足の業種・職種の人材育成を強力に推進するとともに、効果的な施策・事業を拡充する。
- (2) DXやGXの推進において、産業構造の転換に伴う失業や労働条件の悪化など、予見される労働者への負の影響を最小限にとどめるため、職業訓練、失業なき労働移動や再就職支援、住居・生活支援といった労働の「公正な移行」が必要となる。そのために、まず、関係当事者との対話・協議を行い、負の影響を予測した上で、必要な質・量の職業訓練を早期に実施する。
- (3) 社員の教育訓練等を行う民間企業に対して積極的に助成する。
- (4) 事業の利用促進のため、職業訓練等のメニューの充実、土日・夜間事業と訓練指導員の増員、

実践的かつ実効性ある短時間・短期間のプログラム、オンライン講習、オンデマンド配信など、事業の利便性を高める。特に、経済的・時間的制約等がある女性、就職氷河期世代、若者等が利用しやすい職業訓練や資格取得等のメニューを充実する。

- (5) 職業能力開発や職業訓練等を真に必要とする者が確実にそれらを利用できるよう、国のハローワーク、都しごとセンター、区市町村の関係部局と連携し、求職者をそれらの利用へと誘導する。また、都の生活支援等の各種WEBサイト、SNS、テレビCMなど様々な媒体を活用し、戦略的に情報を届ける。

2 生活困窮者の就労・生活支援の強化

女性、就職氷河期世代、若者、外国人労働者等の生活困窮者、困難を抱える人が社会とつながり、安心して就労し生活を送るため、東京都と区市が連携した重層的かつ伴走型の就労・生活支援の強化が必要です。以下のとおり、区市の生活困窮者自立支援事業への支援強化を求めます。

- (1) 生活困窮者自立支援事業の包括的かつ伴走型の実施体制の強化、部局横断的な重層的支援事業に必要なソーシャルワークスキルのあるコーディネーターの確保のため、都から区市への財政支援を拡充しつつ、引き続き、国に対して区市への財源確保を要望する。
- (2) 就労支援事業を支援するため、都が率先して都内の経済団体、各種業界団体、ソーシャルファームを含む事業者と連携して、当事者とのマッチングが期待できる就労先を開拓し、当該情報の共有・紹介を行う。
- (3) 事業の充実のため、全区市の事業に共通して適用できる事業のアウトカム評価の明確な指標および評価方法の指針を策定するとともに、実践例の情報共有を行う。
- (4) 就労支援専門員に対する研修やその配置に対する補助を行う。
- (5) 都の職業訓練事業と区市の就労支援事業の連携を強化する。

3 労働問題の解決促進

労働相談・情報センターによる労働相談、労働教育講座の充実を求めます。また、ハラスメント、不当な解雇・雇止め等の問題解決を重要課題に位置づけ、労働相談および事業主・使用者への法制度周知の強化を求めます。

4 主権者教育等の充実と学校教職員の多忙解消

若年者の低投票率、アルバイト先での労働問題、成人年齢の引き下げに伴い懸念される消費者被害など、高校生が在学中に実社会で直面する問題への対応力を育む必要があります。また、引き続き、学校教職員の長時間労働の是正が必要です。具体的には、以下の施策を求めます。

- (1) 高等学校において、専門家等のゲストティーチャーの活用や生徒と家庭にとって解りやすい教材の充実を図り、主権者教育、ワークルール教育、消費者教育を充実する。
- (2) 小中学校教職員の多忙を解消するため、国に対して教職員定数増を求めるとともに、区市町村に対する補助を拡大し、事務作業を行うスクール・サポート・スタッフを各校3名へ増員する。また、学校生活支援型のスクール・サポート・スタッフについて、モデル事業の効果検証を踏まえ全校へ配置する。

5 「公労使会議」の開催と施策の実践

「公労使会議」を開催し、公労使が一体となり取り組むべき課題として、職業能力開発と就労のマッチング支援、労働の「公正な移行」について協議し、施策等を共に実践していくとともに、具体的な施策について、実務者レベルにて協議や意見交換を行うことを求めます。

以上